

静岡県教育委員会

議事録

令和2年度 第20回定例
3月18日（木）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

令和3年3月18日に教育委員会第20回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|--------------|---------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和3年3月18日(木) | 開会 | 9時30分 |
| | | | 閉会 | 10時30分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 木 苗 直 秀 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |

事務局(説明員)	長	澤 由 哉	教育部長
	松 井 和 子	教育監	
	伏 見 光 博	参事(総括担当)	
	塩 崎 克 幸	参事(学校改革担当)	
	宮 崎 文 秀	参事兼義務教育課長	
	中 山 雄 二	教育政策課長	
	青 木 康 行	財務課長	
	松 下 明 生	教育施設課長	
	本 村 勉	教育厚生課長	
	本 多 伸 治	高校教育課長	
	伊 賀 匡	特別支援教育課長	
	山 下 英 作	社会教育課長	
	近 藤 浩 通	健康体育課長	
	山 本 芳 弘	教育総務課長代理	
	鎌 田 正 幸	勤務条件班長	
	山 内 慎一郎	教育総務課人事班教育主査	
	藤ヶ谷 昌 則	社会教育課参事	

4 その他

- (1) 第54、55、56、57号議案は可決された。
- (2) 報告事項1は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第57号議案及び報告事項1は人事案件のため、非公開としたいが、
異議はあるか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは第 57 号議案及び報告事項 1 は非公開とする。公開案件から審議する。

第 54 号議案 静岡県立教育職員の業務量の管理等に関する規則

教 育 長： 第 54 号議案「静岡県立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則」について、山本教育総務課長代理より説明願う。

教育総務課長代理： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 事務職の方々は、どのような管理になるか。

教育総務課長代理： 規則では定められていないが、事務職員も月 45 時間、年 360 時間、特段の事情がある場合は月 100 時間、年 720 時間となっており、まったく同様である。

藤 井 委 員： 事務職の方については、同じように既に規則で定められているということか。

勤務条件班長： 学校の事務職員については、労働基準法の 36 協定というものがあり、同様の時間が設定されている。事務局の職員については、人事委員会規則において、同様の時間が設定されている。

藤 井 委 員： 承知した。少し話は逸れてしまうが、事務職とか先生以外の行政職員の方々は、一般の労働者と同様の労働法で管理されていると同時に、残業代に関しても、先生方はないにしても、事務職員と行政職員の方には支払われるという理解で間違いないか。

教育総務課長代理： そうである。

藤 井 委 員： 承知した。もう 1 点不明な点がある。御説明いただいたように管理をすることにした、というのは当然のことであり、むしろ遅きに失していると思う。管理をする以上は、状況を把握するだけでなく、その指針を如何に順守していただくか、という点について、文字通りの「管理」を必要とするが、この規則における強制力といったものはこういった形で担保するのか。

教育総務課長代理： 各学校においては、昨年度導入した勤務時間管理システムを活用して、勤務で使用するパソコンの ON・OFF を以て出退勤時間を管理している。勤務時間については、事務局でもリアルタイムで確認をできるため、著しく長時間の残業をしている学校に対しては指導を行っていく。

藤 井 委 員： その御回答は質問の意図をとらえていない。「管理」は今御説明にあった状況を把握するだけでなく、指針を如何に順守してもらうかということになるため、単なる指導ではなく強制力や抑制力をどのように担保していくかという点について質問をした。

教育総務課長代理： 特に罰則規定は設けていないが、各校長に丁寧に説明をした上で順守していただくようお願いをしていく。

藤 井 委 員： 非常にソフトに全体を見守るという規則でしかないということで良いか。

教育総務課長代理： 罰則という点に関しては、その通りである。

藤 井 委 員： 承知した。もう 1 点伺いたい。この議案そのものの話とは逸れてし

まうが、先生方は残業代がつかないため、一定の給与の中での収入しかない。その点で、独自に努力をして成果を出された先生方の給与というのは、同じ立場にいる、ストレートな言い方をすれば何もしなかった先生方と、成果の点で差が出たとしても一切給与に反映されないという理解で良いか。

教育総務課長代理： 現時点ではそのとおりである。今後、人事評価を給与に反映するようなシステムを構築していくため、その中で成果を出された先生については、給与に反映してくという仕組みを考えているところである。

藤井委員： 承知した。早急にその仕組みを構築してほしい。努力をされた先生にはしっかりと報いがあるような給与体系を実現してもらいたい。

伊藤委員： 規則は今回新しく作るが、指針は以前からあったということだと思うが、現状でどの程度守られているのか。

勤務条件班長： この場では資料が手元にないため、正確な数字は回答できないが、およそ6～7割が45時間以内に収まる残業時間であると把握している。

伊東委員： 先ほどの藤井委員の御指摘にも関係するが、現状でその程度しか守られていない状況で今回の規則を作り、順守するよう指導していくということだが、具体的にはお願いするだけか。

教育総務課長代理： まず、教職員一人ひとりの意識改革が大事だと思っているため、意識改革から進めていきたいと考えている。

伊東委員： いずれにしろ、具体的に何かを進めてほしい。

教育総務課長代理： 御意見について、承知した。

渡邊委員： 私からも1点伺いたい。藤井委員と伊東委員の御意見にも重なるが、この規則の効果が上がったという成果は何を持って判断するのか。

教育総務課長代理： 具体的な目標はこれから決めていくところである。

渡邊委員： この規則は4月から順守していく形になると思うが、これまでの状況からこの規則を出したことで、こうなることを目指している、という形が見えてこない、教職員の皆さんも何にコミットしたらいいのか分からず守ろうという意識は育たない。全県でいつまでにこれだけの業務量の削減をするといった具体的な目標値が大事になってくると思う。

教育総務課長代理： 承知した。通知を出すだけでなく、現在も進んでいる働き方改革プロジェクトの方向性と沿った形で何らかの通知を考えていきたい。

伊東委員： 付け足しであるが、意識の改革も大事だが、業務内容そのものの見直しも同時にやっていかなければならないため、そちらもしっかりとお願いしたい。

教育総務課長代理： 承知した。

藤井委員： 渡邊委員・伊東委員の御意見に類似するものだが、働き方改革の活動をもっと具体的に且つ成果が見える形で真剣に取り組んでいただかなければ、業務量の管理だけではほとんど成果は出ないと思う。如何に業務の棚卸をして、ICTを活用した教育など様々な手段を用いて働き方改革を実現させて、結果として業務量が毎年しっかりと管理され、なおかつ残業時間が削減されて先生方の身体的・精神的余裕ができるようなこと

を目指してほしいと強く思う。

教 育 長： 様々な御意見に感謝する。今後は委員の皆様の御意見を参考にして取り組んでいきたい。他に質疑等はあるか。

渡 邊 委 員： この件については、令和3年度末に何らかの形で成果の報告のようなものを定例会で報告願いたい。

教 育 長： 承知した。他に意見はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第54号議案について可決する。

第55号議案 静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

教 育 長： 第55号議案「静岡県立青年の家等の設置、管理及び使用料に関する規則の一部を改正する規則」について、山下社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 議案に関して異議はない。付随して確認したいが、コロナの影響で、施設の運営がどういった状況になっているか、大災害が起こった時の避難所としての貸し出しを想定しているか、という2点について伺いたい。

社会教育課長： まず1点目について回答する。コロナウィルスの影響は大きく受けており、利用者数は上半期で概ね前年の1～2割、年度後半にかけて利用は戻ってきているが、それでも年間を通して4～5割程度である。来年度の予約状況で言うと、例年並みになってはいるが、宿泊日数等は減少している状態である。各所ともコロナ対策はしっかりしているが、安全性についても、もう少しPRして利用者の確保をしていきたい。

2点目に関しては、今手元に資料はないが、焼津青少年の家では、地域の自治会と覚書を結んでおり、災害が発生した際には、焼津青少年の家を利用していいという形になっている。また、三ヶ日青年の家では、コロナの影響で学校が休校となった際、子供たちを受け入れて学習支援をするという取り組みもしていた。災害や緊急時にはそういった対応もできるので、連携を進めていきたいと思う。

藤 井 委 員： 承知した。学校関係の方々が使わない日については、ぜひ企業や団体が積極的に使えるようにアピールをしていただき、その存在が県民全体に認知されるような工夫が必要であると思う。

社会教育課長： 御意見について承知した。

教 育 長： 他に意見はあるか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。

全 委 員： (異議なし)

教 育 長： 第 55 号議案について可決する。

第 56 号議案 新県立中央図書館整備計画の策定

教 育 長： 第 55 号議案「新県立中央図書館整備計画の策定」について、藤ヶ谷社会教育課参事より説明願う。

社会教育課参事： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

伊 東 委 員： 意見というより希望であるが、県立図書館として本の貸し出しだけではなく、人が集う場をというコンセプトは素晴らしいしそうしてもらいたいと思うが、一方で、その場に行かなくてもサービスが受けられる図書館という機能も、今のコロナ禍の時代や東西に長い静岡県の特徴を踏まえて充実させて欲しい。

社会教育課参事： 御意見について承知した。県立図書館の役割として全県域をカバーするということが非常に大きな使命であると考えている。具体的には、電子図書館サービスのようものは取り上げていく。それからウェブサービスといった形で、全県域からサービスが受けられるといった形を想定しており、伊東委員から御指摘いただいた観点については常に持ちながら検討していく。

伊 東 委 員： ぜひお願いしたい。

藤 井 委 員： 以前も申し上げたが、総論として、180 億円もかかるものであるため、既成概念に捕らわれず、斬新な図書館を目指していただきたい。比喻ではあるが、世界から注目を集めるくらい斬新なものであってもらいたいと思う。

各論としては、伊東委員も御指摘になられたが、様々な側面において最新のデジタル手法を導入するという形で計画を練っていただきたい。

最後に、防音が施された小さな個室をいくつか設置をして、読書や勉強に活用するとともに、さらに柔軟に考えてテレワークなどのために有料で貸し出すということも考えても良いと思う。

社会教育課参事： デジタルに関しては、来年度から図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）を検討していくが、図書館のDXとはなんだろうということからスタートすることになるため、有識者による検討委員会のような場を設けてできることとできないことを検討する。全国に先駆けて図書館のDXに取り組んでいくことになるため、腰を据えて検討したい。

もう1点、御提案の個室については、静かな環境を望む人のために防音機能を備えたサイレントルームを設置する予定である。また、研究に没頭したいなど、ある程度の時間をそこで過ごしたという方のために、小さなブースを設ける形で整備計画の中では検討している。

藤 井 委 員： 承知した、ぜひお願いしたい。

渡 邊 委 員： 開館時期が5年後ということで、今の私たちには想像できないような新しい技術が出来ている可能性もあると思うので、様々な手法を検討をしながら、楽しい空間にしていただければと思う。

教 育 長： 様々な御意見に感謝する。他に意見はあるか。
全 委 員： （特になし）
教 育 長： 原案のとおり可決することに異議はあるか。
全 委 員： （異議なし）
教 育 長： 第 57 号議案について可決する。

（会議の非公開）

教 育 長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

<非>第 57 号議案 令和 3 年度静岡県教科用図書選定委員の任命

※ 非公表

<非>報告事項 1 令和 3 年度教職員人事異動概況

※ 非公表

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、令和 2 年度第 20 回教育委員会定例会を閉会とする。